

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになり、市役所への来庁が原則不要になりました。



▶利用できる方 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、国内での引っ越しをする方
※マイナポータルの利用には、電子証明書の暗証番号が必要となります。

▶対象 次のいずれかに当てはまる方

- ・本人が引っ越しする場合
- ・本人と同一世帯員が引っ越しする場合
- ・本人以外の世帯員が引っ越しする場合

▶その他 マイナポータルを通じて転出届を提出した後に、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

▶問い合わせ 市民課住基ネット・マイナンバーカードグループ(内線249)



マイナポータル

ご存じですか 本人通知制度

本人通知制度とは、代理人や第三者の請求により住民票の写しなどを交付したとき、事前に登録した本人にその事実を通知するものです。この制度により、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や抑制につながることが期待されます。

なお、登録有効期限はありませんが、住所・氏名・本籍などに変更があったときは14日以内に変更届出書を提出してください。提出がない場合には登録廃止となります。

▶対象 本市の住民基本台帳または戸籍簿に記録のある方

▶登録方法 本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、市民課で申請してください。

▶通知内容 代理人や第三者に交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別

▶注意 通知の対象となるものは、代理人請求や第三者請求ですが、請求理由や請求先によっては、通知しない場合があります。

▶問い合わせ 同課窓口グループ(内線249)

忍城をブルーライトアップします

平成19年の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。



日本でも、自閉症をはじめとする発達障害を知つらうため、4月2日の「世界自閉症啓発デー」から8日までを「発達障害啓発週間」と位置付けています。市では、この間、忍城をシンボルカラーであるブルーにライトアップし、広く啓発する活動を行います。

自閉症をはじめとする発達障害について知ること、理解をすることは、誰もが個人として等しく尊重されるとともに支え合いながら、生き生きと暮らし続けられる共生社会の実現につながります。皆さんのご理解とご支援をお願いします。

▶期間 4月2日(日)～8日(土)

▶問い合わせ 福祉課障がい福祉グループ(内線265)

鉄剣マラソン大会開催に伴い市内循環バスを一部運休します

4月2日(日)は、陸王杯第37回行田市鉄剣マラソン大会の開催に伴う交通規制のため、市内循環バス「観光拠点循環コース」の第1便～第4便および「東循環コース」の第2便～第4便を運休します。

また、交通規制などに伴う運行の遅延が予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。

一部運休となるコース

【観光拠点循環コース】出発場所：JR行田駅前

便名	出発時刻
第1便	午前 8時5分
第2便	午前 9時5分
第3便	午前 10時5分
第4便	午前 11時5分

【東循環コース】出発場所：忍城バスターミナル

便名	出発時刻
第2便	午前 8時26分
第3便	午前 9時57分
第4便	午前 11時23分

▶問い合わせ 生涯学習スポーツ課 556-8336または交通対策課(内線284)

令和5年度行田市奨学生を募集します

市では、学資金の一部を奨学資金として支給します。

▶受給資格 次の要件を全て満たしている方

- ・市内に6ヶ月以上居住し、高校または高等専門学校に在学している方
- ・正規の修学年限の勉学に耐えられる方
- ・修学の意欲があるのに経済的な理由で修学が困難な方
- ・同種の奨学資金を受けていない方

▶給与金額 月額10,000円

▶願書に添付する書類

- ・奨学生願書
- ・奨学生調書(前学年の内容のもの)
- ・在学証明書(令和5年4月1日以降のもの)
- ・住民票謄本(令和5年4月1日以降のもの)
- ・収入のある同居の家族全員分の令和4年分源泉徴収票または確定申告書控、令和5年度市県民税申告書写し(コピー可)のいずれか一つ
- ・同意書

▶申込期間 4月3日(月)～25日(火)

▶その他 受給者は、奨学生選考委員会で選考します(成績や所得などの要件あり)。

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課総務グループ 556-8311

通学区域を一部変更します

生徒の通学状況を考慮し、当該地域との協議や行田市通学区域等審議会での審議を踏まえ、次のとおり令和5年4月1日以降に入学および転入する生徒の通学区域を変更します。

通学区域	変更前	変更後
向町の一部 (1番、5番、6番、16番、17番)	行田中学校	忍中学校
旭町の一部 (1番～12番)		

▶問い合わせ 教育総務課学籍・学校再編グループ 556-8311



<訂正とお詫び>「市報ぎょうだ」1月号16ページの「新しい民生委員・児童委員、主任児童委員を紹介します」の中で、掲載した電話番号に誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。
【東部地区・番号12】(誤)554-6829 → (正)554-6825

国民健康保険の届け出はお早めに

就職などにより職場の健康保険に加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出ください。行田市の国民健康保険と職場の健康保険は自動的に切り替わりませんので、必ず届け出をお願いします。届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使って医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

▶届け出に必要なもの

【国民健康保険加入の場合】

- ・社会保険資格喪失証明書または被扶養者資格喪失証明書のいずれか1つ
- ・年金手帳(20歳～59歳の方)

・顔写真付き本人確認書類

※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、年金手帳、通帳などの書類2つ以上

- ・個人番号が分かるもの(世帯主と加入する方全員分)

【国民健康保険脱退の場合】

- ・新しい健康保険証と国民健康保険証(脱退する方全員分)

・顔写真付き本人確認書類

- ・個人番号が分かるもの(世帯主と脱退する方全員分)

▶問い合わせ 保険年金課国保グループ(内線271・272・273)

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 3月23日(木)～4月19日(火)

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月～土曜日 午前10時～ 午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～ 午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園 (埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～ 午後2時	559-2433

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶その他 つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262)